

- 平成14年度より、P R T R法の対象業種となっている事業者（従業員数21人以上）による第一種指定化学物質の排出量及び移動量（平成13年度実績）の届出が開始されており、平成20年3月には、第6回目の集計結果が得られたことから、厚生労働省が所管する業に係るデータの集計結果を公表した。
- 法律施行後7年が経過した場合の見直し規定（附則第3条）に基づき、薬事・食品衛生審議会P R T R対象物質調査会を、経済産業省及び環境省の関係審議会と合同で開催し、P R T R法の指定化学物質の見直しについて審議を行った。その審議結果に基づき政令を改正し、第一種指定化学物質は現行354物質から462物質に、第二種指定化学物質は現行81物質から100物質になる。また、環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う「第一種指定化学物質等取扱事業者」となり得る業種として、医療業が追加された。改正政令の施行日は平成21年10月1日となっており、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成22年度から、届出は平成23年度から実施されることになる。

今後の取組

- 平成19年度に引き続き、事業者より提出されるデータを基に第一種指定化学物質の排出量及び移動量の集計作業を行い、結果を公表していく予定である。

都道府県への要請

- 排出量及び移動量の把握・届出や政令の改正内容について、関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について協力をお願いしたい。

③ 内分泌かく乱化学物質対策の推進

現状等

- 厚生労働省では、主として健康影響の観点から、国際的な枠組みや他省庁との協力により、必要な調査・研究及び検討を進めている。
- 内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告書追補その2に記された行動計画に基づき、厚生労働科学研究において、試験スキームの充実に関する調査・研究等を実施した。

④ 室内空気汚染対策の推進

現状等

- 関係省庁間で連携・協力して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策などのシックハウス総合対策を図っているところであり、医薬食品局は室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 室内の化学物質の発生源と言われている家具や日用品等の家庭用品について、揮発性有機化合物の発生状況を調査した。

⑤ 家庭用品中化学物質安全対策

現状等

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康保護に資するため昭和48年に制定された法律であり、現在20物質が「有害物質」として定められている。
- 同法に基づき、都道府県等による試買検査等の結果を取りまとめ送付した。

都道府県への要請

- 平成20年12月に「平成19年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を各都道府県、政令市、特別区あて送付したところであり、住民への周知等活用を図られたい。
- 家庭用品の規制基準のうち、ジベンゾ[a, h]アントラセン及びホルムアルデヒドの試験法の一部等を改正予定であり、年度内を目途に省令改正作業中である。各地方衛生研究所との情報共有、事業者への周知・指導などにつきお願いしたい。

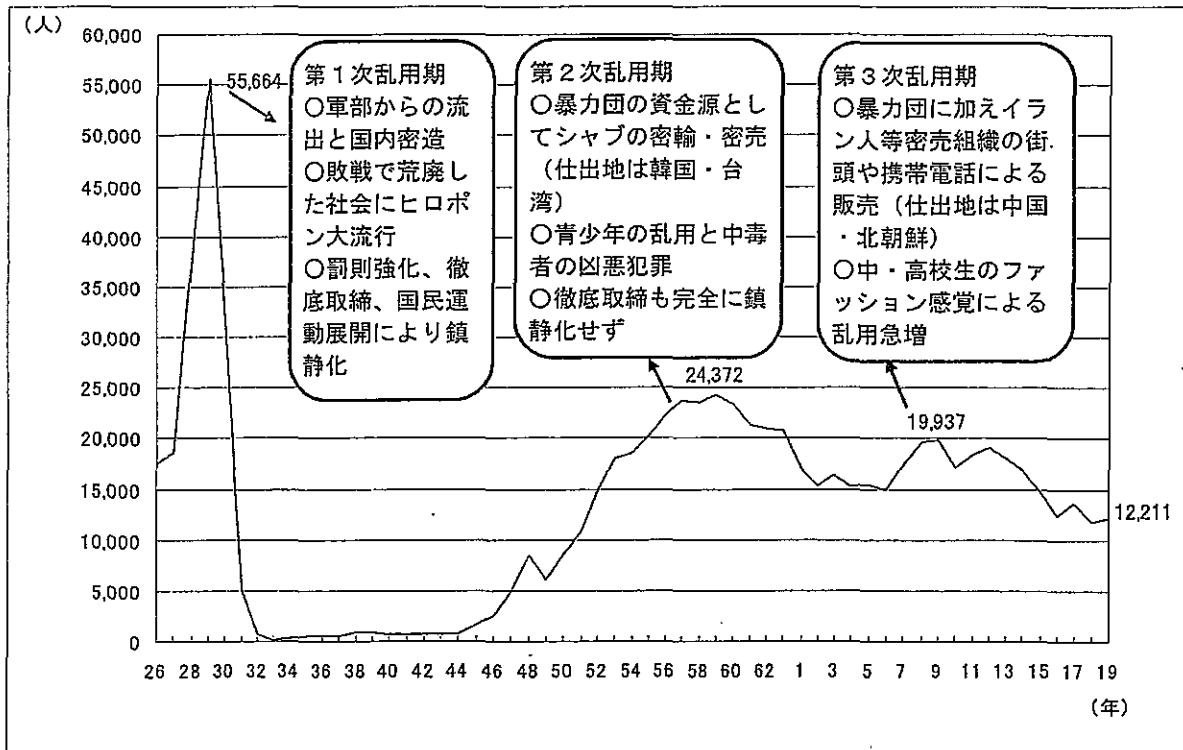
11. 麻薬・覚せい剤等対策

(1) 薬物事犯の現状

現状等

- 我が国における薬物事犯は、覚せい剤事犯が最も多く、平成19年においては、検挙人員は12,211人（前年：11,821人）と増加し、依然として1万人を超える水準で推移している。
- 大麻事犯については、平成19年においては、検挙人員は2,375人（前年：2,423人）と若干減少したものの、検挙件数は3,388件（前年：3,369件）となった。検挙人員に占める10歳代・20歳代の割合は6割台で推移しており、若年層を中心に乱用されている状況がうかがえる。
- 平成19年の未成年者の検挙人員は、覚せい剤事犯で308人（前年：296人）、大麻事犯で184人（前年：197人）、MDMA等麻薬事犯で24人（前年：32人）となっており、薬物の入手可能性等の社会環境は改善されておらず、青少年の薬物乱用状況は、依然として憂慮すべき状況にある。

【覚せい剤事犯検挙者年の年次推移（昭和26年～平成19年）】



【覚せい剤事犯における未成年検挙人員の推移】

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
検挙者総数	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211
うち未成年者	528 (3.6%)	395 (3.2%)	435 (3.2%)	296 (2.5%)	308 (2.5%)

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

【大麻事犯における検挙件数・検挙人員の推移】

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
検挙件数	2,925	3,125	2,951	3,369	3,388
検挙人員総数	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375
うち10歳代・20歳代	1,441 (66.3%)	1,551 (67.1%)	1,338 (64.9%)	1,613 (66.6%)	1,614 (68.0%)
うち20歳代	1,250 (57.5%)	1,328 (57.4%)	1,156 (56.0%)	1,416 (58.4%)	1,430 (60.2%)
うち10歳代	191 (8.8%)	223 (9.7%)	182 (8.9%)	197 (8.2%)	184 (7.8%)

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

【MDMA等錠剤型麻薬事犯における未成年検挙人員の推移】

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
検挙者総数	272	450	472	409	308
うち未成年者	29 (10.7%)	67 (14.9%)	66 (14.0%)	32 (7.8%)	24 (7.8%)

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(2) 「第三次薬物乱用防止五か年戦略」等に基づく政府の取組

現状等

- 薬物乱用対策推進会議が平成20年8月に策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係省庁が連携し、各種の薬物乱用対策を進めており、厚生労働省においても、取締りの強化、啓発活動の充実、再乱用防止対策の推進、国際協力の推進などの各種施策の充実強化に努めている。

- また、政府の犯罪対策閣僚会議が平成20年12月に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、誰もが安心して暮らせる安全な社会の実現のため、関係省庁が薬物犯罪を含む各種犯罪の予防、取締り等対策に取り組んでいる。

都道府県への要請

- 各都道府県に設置されている薬物乱用対策推進地方本部においても、国の取組を踏まえて、取締りの徹底、啓発活動の充実、再乱用防止対策の推進等、一層効果的・積極的な取組をお願いしたい。
- 特に、薬物乱用防止啓発活動を実施するに当たっては、地域における保健所や学校等との密接な連携を図りながら、更なる強化をお願いしたい。

(3) 薬物事犯の取締りの推進

現状等

- 最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。
また、我が国で乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものであるが、近年その密輸手口は更に巧妙化しており、国内外の関係機関による緊密な連携の下、薬物密売組織の壊滅を視野に入れた取締りを強化する必要がある。
- 地方厚生局麻薬取締部においては、平成20年度に、暴力団や外国人薬物密輸・密売組織等の組織犯罪組織の壊滅を図るため、全国の麻薬取締官16人を増員した。
また、平成21年度についても、引き続き組織犯罪対策等を強化するため、全国の麻薬取締官13人を増員することとしている。
- 大麻事犯については、関係取締機関と十分な連携のうえ、大麻栽培・所持等事犯に対する捜査、また、大麻種子不正流通ルートに対する捜査を徹底することとしている。

- 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料等の製造業、卸売業者、医療施設、研究施設等に対する各都道府県の麻薬取締員等による立入検査等は、正規薬物の不正ルートへの横流れを防止する上で重要となっている。

都道府県への要請

- 各都道府県に置かれている麻薬取締員におかれでは、麻薬取扱者等への立入検査に加え、麻薬等事犯の取締りについても積極的な対応をお願いしたい。
- 麻薬取締官が行う犯罪捜査について、引き続き御協力をお願いしたい。
- 麻薬取締員におかれでは、大麻事犯等の捜査について、関係取締機関との綿密な連携及び情報共有ののもと、引き続き取締りをお願いしたい。
- 都道府県の麻薬取締員等により実施されている薬局、医療機関等の麻薬取扱者等への指導監督に当たっては、一層の管理徹底の周知をお願いしたい。
- 医療用麻薬等については、医師、薬剤師による不正施用・譲渡し事件など、医療関係者による事件も起きており、医療機関等への指導強化とともに、麻薬取締員による監視・取締りの徹底について改めてお願いしたい。
- 薬物犯罪の取締り及び医療用麻薬等の正規流通に係る指導監督体制の充実を目的とした研修を平成17年度から実施しており、引き続き都道府県の麻薬取締員の積極的な参加をお願いしたい。

(4) 啓発活動の推進

現状等

- 薬物乱用の多くは、薬物に対する正しい知識が不十分でその恐ろしさを知らないことに起因しており、特に青少年に対しては、できるだけ早い時期から薬物乱用防止に関する啓発を行うことが重要である。

- 「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」の全国的な展開、薬物乱用防止キャラバンカー（8台）の学校、地域の場への派遣等を通じて、啓発活動の推進を図っている。
また、地域における啓発活動の中堅的役割を担う者を養成するための研修会の開催や指導員が主体となった地域での対話集会の開催等を通じて、薬物乱用防止指導員による地域における啓発活動の一層の推進を図っている。
- 近年、特に青少年によるMDMA等合成麻薬、大麻及び違法ドラッグの乱用が問題となっていることから、これらの薬物に特化した啓発読本を中学1年生に対して配布したところである。
また、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については平成18年度より、重点的に啓発を実施しており、今年度においては、街頭ビジョンによるコマーシャルフィルムの放映、駅等で無料で配布しているフリーペーパー）等の媒体を活用し、啓発活動を実施することとしている。

都道府県への要請

- 全国の各地域で、薬物乱用防止キャラバンカーや啓発用読本等の啓発資材を活用するとともに、薬物乱用防止指導員による活動や麻薬・覚せい剤乱用防止運動等の実施に当たり、効果的な啓発活動の取組をお願いしたい。
- 各都道府県に協力を頂いた平成19年度の不正大麻の抜去本数は約99万本であったところ、不正大麻の栽培が増加している現状下においては、大麻抜去の実績がない県におかれても、麻薬取締員を中心に、県内の情報収集に努め、不正大麻の発見・抜去の強化をお願いしたい。
- 薬物乱用防止指導員に対する研修事業への各都道府県の薬物乱用防止指導員の積極的な参加について、引き続き御協力をお願いしたい。

（5）医療用麻薬の提供体制の整備

現状等

- 在宅医療を推進する上で、特に疼痛緩和のために使用される麻薬が適切かつ円滑に提供される体制整備を進めることは、これらを必要とする方々が、住み慣れた家庭や地域で療養し、また、自宅で終末期医療を受けるために極めて重要である。

- このため、平成19年8月に、麻薬小売業者が自らの在庫不足により急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対処し、医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供されるよう、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正し（麻薬小売業者間譲渡許可の新設）、予め許可を得ることによって、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とした。
- 現在、麻薬等の取り扱いにおける疑義照会について内容の全面的な改訂を行った「麻薬等関係質疑応答集」、並びに医療従事者向けに医療用麻薬適正使用における臨床と管理の両面について理解の推進を目的とした「医療用麻薬適正使用ガイドンス」を配布すべく作成準備中である。

都道府県への要請

- 麻薬取締員等により実施されている麻薬取扱者等に対する指導監督に当たっては、今後配布する文書等を有効活用していただくと共に、引き続き、麻薬の管理徹底の周知を行うとともに、薬局における麻薬の流通の迅速化や手引きの改善等の周知をお願いしたい。
- 麻薬小売業者間譲渡許可については、制度の適正な運用を期すべく、麻薬小売業者間譲渡許可の実施状況や当該許可を受けた麻薬小売業者の業務の廃止の有無等について、地方厚生（支）局麻薬取締部と情報を共有する等十分に連携を図っていただくことをお願いしたい。
- （財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが各都道府県を始めとした関係団体の協力を得て、医療関係者や麻薬担当行政職員等を対象としたがん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会を各地で開催しているところであるが、引き続き関係団体への周知や担当者の積極的な参加をお願いしたい。

（6）違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策

現状等

- 違法ドラッグは、多幸感、快感等を高めるものとして、「合法ドラッグ」等と称

して販売されていたものであるが、使用目的に係る標榜ぶりに関わらず、事実上、人体への摂取を目的として販売されていると判断される場合には、薬事法上の無承認無許可医薬品に該当し、平成18年1月に亜硝酸エステル類を含有する「RUSH」等の違法ドラッグを輸入販売していた業者について、薬事法違反で処罰されている。

- 違法ドラッグの乱用の実態については、販売実態等に関し、平成13年度から、①インターネット上の広告監視、②全都道府県での買上げによる調査を実施している。
- 平成19年4月1日には改正薬事法の指定薬物部分が施行され、幻覚等の作用を有する蓋然性が高い31物質を指定薬物に指定し、正規用途以外の製造、輸入、販売を禁止した。平成20年12月17日には新たに6物質が指定されている（平成21年1月現在、指定薬物：39物質）。
- なお、科学的根拠に基づいて依存性、精神毒性等が認められた物質については、麻薬として指定され、厳格に規制されている。平成20年12月に1物質が麻薬に指定されている（平成21年1月16日施行）。

都道府県への要請

- 指定薬物に指定された物質については、それらを取扱う者に対し、制度について周知いただくとともに、引き続き、指定薬物制度の円滑な実施にご協力をお願いする。違法ドラッグについては無承認無許可医薬品としての取締りの継続により、引き続き、違法ドラッグの監視指導を実施し薬事法違反事案に対する厳重な取締りをお願いしたい。
- 都道府県において実施される買上調査事業において得られる情報は、違法ドラッグ対策の基礎をなすものであり、規制すべき物質を指定薬物として指定するために不可欠なものである。引き続き、都道府県において実施される買上対象の薬物に関する情報の提供をお願いするとともに、違法ドラッグの違法性及び有害性に関する啓発活動をお願いする。

12. 情報公開の状況

現状等

○ 平成13年4月の行政機関情報公開法の施行に伴い、国民一般、マスコミ、患者団体、薬事関連企業等による行政文書の開示請求に対し、情報の開示・不開示の取り扱いについての範囲を定めた「医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引」をもとに対応している。

医薬食品局（食品安全部を除く）に対する開示請求は、平成19年度約3,700件（厚生労働本省全体の約8割）、平成20年度は12月末までに約3,500件（厚生労働本省全体の約8割）となっている。

○ また、平成17年4月の行政機関個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の開示請求は、平成19年度12件（厚生労働本省全体89件）あり、平成20年度は12月末までに12件（厚生労働本省全体150件）あった。

[主な開示請求の内容] ①医薬品等承認申請関係資料（申請書、資料概要、審査報告書等）
②医薬品等副作用・感染症症例報告

○ 平成14年10月からは、独立行政法人等情報公開法が施行されている。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構もこの対象となっており、平成16年4月の発足以来これまでに918件（うち、個人情報8件を含む）の開示請求を受けている（平成16年4月～平成20年12月）。

都道府県への要請

○ 各都道府県において保有する医薬品等にかかる行政文書の公開に当たっては、「医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引」を参考にしつつ、各都道府県において整備された条例等にしたがい、適正な情報公開の推進に努められるようお願いしたい。

食 品 關 係

1. 輸入食品の安全確保対策について

(1) 輸入時の水際段階の検査

従前の経緯

- 輸入時の水際段階では、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づいてモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いものと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。特に、昨年1月に発生した中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、モニタリング検査の対象となる加工食品中の残留農薬の範囲を拡大している。

(注) モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。

- 平成19年度には、約180万件の輸入届出の11.0%に相当する約19万8千件の検査(49,271件のモニタリング検査、94,598件の検査命令及び71,606件の指導検査等)を実施し、そのうち、1,150件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成20年度上半期には、約89万件の輸入届出の10.4%に相当する約9万2千件の検査(26,448件のモニタリング検査、44,596件の検査命令及び23,891件の指導検査等)を実施し、そのうち、501件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

今後の取組

- 今後とも、厚生労働省としては、検疫所における人員の大幅な拡充や高度な検査機器の整備等を図ることとしている。具体的には、平成21年度には、検疫所に配置される食品衛生監視員を27名分増員して368名とともに、検疫所で実施されるモニタリング検査の件数を3,600件分引き上げて83,409件とすることとしている。あわせて、加工食品中の残留農薬等に係る検査を強化することとしている。
- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視システムを改善するとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努めることとしている。

(2) 輸出国段階の衛生対策

従前の経緯

- 輸入者に対する検査命令の実施等に照らして違反の蓋然性が高いものと認められる輸入食品については、輸出国政府との間で二国間協議を実施するとともに、必要に応じて担当官を輸出国に派遣することにより、輸出国段階の衛生対策を検証している。

(注) 二国間協議及び現地調査については、平成13～20年度の累計で18か国及び1地域を対象として延べ60回にわたって実施した。平成20年度には、米国産牛肉及びカナダ産牛肉の対日輸出条件の遵守状況並びに韓国産農産物及びフィリピン産農産物の残留農薬管理体制について、現地調査を実施した。

- なお、昨年1月に発生した中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、昨年6月、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（平成20年6月5日付け食安発第0605001号）を策定し、検疫所を通じて輸入者に対し、輸出国段階における自主的な衛生管理の徹底を指導している。

今後の取組

- 今後とも、問題が発生した際に二国間協議及び現地調査を通じて輸出国段階の衛生対策を検証するほか、問題発生の未然防止を図るため、輸出国段階の衛生管理体制に関する調査及び評価を推進することとしている。

(3) 違反者の名称等の公表

従前の経緯

- 違反者の名称等の公表（食品衛生法第63条）については、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成18年5月19日付け食安発第0529004号）で取扱いを示している。
- しかしながら、国内で流通する輸入食品等が都道府県等の収去検査や輸入者の自主検査を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認されたにもかかわらず、その旨が関係の都道府県等によって公表されない事案も見受けられる。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、国内で流通する輸入食品等が食品衛生法違反に該当するものと確認された場合には、速やかに輸入者の名称等を公表するようお願いする。

(4) 中国産食品等の個別問題への対応

イ 中国産冷凍餃子による薬物中毒事案

従前の経緯

- 昨年1月、中国産冷凍餃子による薬物中毒が国内で発生した旨の都道府県等の報告を受けて、厚生労働省においては、メディア等を通じて消費者に対し、注意を喚起するほか、関係の都道府県等を通じて関係の事業者に対し、当該冷凍餃子の製造者に係る食品について、販売の中止及び輸入の自粛を指示した。
- あわせて、中国政府に対して薬物混入経路等に関する調査を要請するとともに、我が国政府の調査団を中国に派遣して当該冷凍餃子の製造者に対する調査を実施した。
- なお、現在でも、日中両国の検査当局が検査を継続している。

今後の取組

- 今後とも、検査の進展を始めとする事態の推移に応じて必要な措置を講じるとともに、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」(平成20年2月22日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ)に基づき、食中毒被害情報の集約及び解析のための体制の整備や輸入食品の監視体制の強化を通じ、再発の防止を図ることとしている。